

○日本育英会委員部設置規程

昭和20年1月11日

達第35号

改正 昭和55年5月28日達第715号

日本育英会委員部設置規程

第1条 日本育英会から大学長または高等専門学校長に委任された奨学生に関する事務を処理するため本規定により大学または高等専門学校に委員部を設置することができる。

第2条 委員部は日本育英会何々大学委員部または何々高等専門学校委員部と称する。

第3条 委員部には委員長および委員若干名を置く。

2 委員長は大学長または高等専門学校長がこれに当り委員は大学長または高等専門学校長がこれを委嘱する。

第4条 委員部は左の事務につき大学長または高等専門学校長を補佐する。

- (1) 奨学生の推薦に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 奨学生の補導および調査に関すること。
- (4) 本会との連絡その他奨学生に関すること。

第5条 委員部の庶務は学生の厚生補導を主管とする部課において取扱う。

第6条 委員部の経費は日本育英会の交付金その他の収入をもつてこれに充てる。

第7条 大学長または高等専門学校長が委員部を設置したときは設置年月日及び委員氏名を日本育英会会長に報告する。

附 則 (省略)

附 則 (昭和55年5月28日達第715号)

この改正規程は、昭和55年5月28日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。